

ID: 0447

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

処分の概要	許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市仙崎地区交流拠点施設条例 第8条					
例 規 番 号	平成28年条例第37号					
<p><b>【根拠条文】</b>            (許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> <li>(2) 第6条第2項の許可に付した条件に違反したとき。</li> <li>(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>(4) その他公益上必要が生じたとき。</li> </ul>						
<p><b>【基準】</b>            根拠条文及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(規制及び使用料の返還)</p> <p>第3条 市長等は、個別条例等の定めにいかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めることは、当該利用を許可しない。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。</p> <p>3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。</p>						
<b>備考</b>						
設 定 年 月 日	平成 29 年 9 月 12 日	最終変更年月日	年 月 日			